

平成22年(ワ)第591号 MOX燃料使用差止請求事件判決骨子

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 玄海原発3号機原子炉に使用するMOX燃料の設計及び使用済燃料ピットの設計は、いずれも原子力安全委員会が了承した指針に従っているなど、平成25年6月に定められた原子力規制委員会の規則の基準を満たしている。
- 3 MOXペレットとウランペレットの体積変化は、各種の照射試験データ、解析計算の結果等に照らし、同等と評価することが相当である。原告らの反論は、ペレットの仕様が異なり、燃料棒の出力の経過が明らかではない外国の原発のデータを玄海原発3号機における本件MOX燃料に直接適用した上、しかも、燃料ペレットの燃焼度を原子炉の運転時間に置き換えることができないのにこれを置き換えて算定するなどしてなされており、採用できない。
- 4 本件MOX燃料について、運転期間中にギャップ再開が起きるとは認められず、それによる燃料溶融の危険や原子炉容器破壊の危険も認められない。
- 5 玄海原発3号機の使用済燃料ピットの耐震性や使用済燃料の臨界防止について安全性は確認されている。また、原告らの主張する超長期保管の間に劣化が進んで地震で崩れるという点については、その具体的内容が明らかでない。
- 6 玄海原発3号機の使用済燃料ピットから大量漏えい起きて原告らの健康が侵害される具体的危険については、証明がない。